

平成28年度広島県事業所内廃棄物排出抑制支援事業費補助金公募要領

平成28年度の「事業所内廃棄物排出抑制支援事業補助金」の募集を行いますので、交付を希望される方は、次により応募してください。

【平成28年度の改正内容】

補助金の上限額を1,000万円から2,000万円に上げました。

1 補助金の概要

(1) 目的

廃棄物の排出を抑制するため、産業廃棄物埋立税の税収を充て、廃棄物の排出事業者自らが行う『事業所から排出される廃棄物の排出抑制を目的とする機器整備』に要する経費の一部を助成します。

(2) 助成内容

ア 補助対象事業：次に掲げる要件を全て満たす機器整備であること。

- ◎ 自らの事業所内から排出される廃棄物の排出抑制に資するものであって、事業所外に排出する廃棄物の重量を10%以上削減、または、再生利用のために容量を30%以上減少できる機器の整備*であること。

ただし、焼却及び溶融による廃棄物の処理を主たる目的とするための機器の整備は対象外とする。

※平成25年度からは、一般廃棄物のみの排出抑制を目的とした機器整備も対象となりました。(ただし、産業廃棄物の排出抑制を目的とした機器整備が優先的に採択されます。)

※機器整備の具体例

- 食品製造業⇒【廃油・廃液処理装置】廃油・廃液を再燃料化し、自社内で利用
- 卸市場等 ⇒【発砲スチロール減容機】廃発砲スチロールを再生品の原料として販売
- 製材業 ⇒【破砕機】木くず等を堆肥の原料として販売
- 畜産業 ⇒【乾燥機】動物のふん尿を乾燥して減量化

◎国等からの補助金を受けていないものであること。

◎県内に所在する事業所において実施するものであること。

◎他の事業者から排出された廃棄物を受け入れて処理する事業に供する機器を整備するものでないこと。

イ 補助率：補助対象経費の1/3以内

※ ただし、次の産業廃棄物の排出抑制を目的とする機器整備については、1/2以内

- ・汚泥
- ・廃プラスチック類
- ・木くず
- ・ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず

ウ 補助金の額：2,000万円/件 以内

エ 補助対象経費：機器購入費，設置費，改造費（別表参照）

オ 機器整備期間：交付決定後～平成29年3月31日

2 補助金の対象となる事業者の要件

次に掲げる要件を全て満たしている事業者とします。

◎県内に事業所を有する中小企業者（中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律（平成11年法律第18号）第2条第1項に規定する中小企業者をいう。）又は県内に主たる事務所を置く組合等*

◎1年以上同一の事業を営んでいる事業者であること。

◎県税の滞納等法令に抵触し，県による助成が適当でないと認められる事業者でないこと。

※ 「組合等」とは，特定の法律によって設立された組合及びその連合会であって，その直接若しくは間接の構成員たる事業者の3分の2以上が中小企業者である団体又は一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成18年法律第48号）第2条第1号に規定する一般社団法人等であって，当該法人の直接若しくは間接の構成員の3分の2以上が中小企業者である団体をいいます。

3 募集・受付期間

平成28年4月1日（金）から10月31日（月）まで（ただし，土曜日，日曜日及び祝日を除く）

午前8時30分～午後5時15分（ただし，正午～午後1時を除く）

※可能な限り，書類提出前に御相談ください。

平成28年4月から10月末まで公募を行います。第1回公募（4～5月），第2回公募（6～7月），第3回公募（8～10月）と公募期間を3回に分けて行い，予算額に達した時点で公募を終了します。

なお，事業の採択にあたっては，産業廃棄物に係る機器の整備を優先的に採択します。

応募された事業計画書については，広島県が外部委員等で構成する審査会において審査します。

H.28.4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11～3月
第1回公募		第2回公募		第3回公募			
		第1回審査会 ⇒採択決定⇒事業実施		第2回審査会 ⇒採択決定⇒事業実施		第3回審査会 ⇒採択決定⇒事業実施	

※予算額に達した時点で公募は終了します。

4 提出書類等

(1) 提出書類及び提出部数

提出書類	様式	提出部数
補助金交付申請書	様式第1	7部 (正1部, 副6部)
事業計画書	様式第2	
補助事業の実施場所の付近見取図	—	
事業場内の建物及び施設の配置図	—	
補助対象の施設等の構造図	—	
見積書及び見積状況比較表 ^{*1}	—	
仕様書	—	
購入する機器のパンフレット(機器の性能等が分かるもの。)	—	
資金の調達に係る次の書類 ・銀行等の融資を受ける場合は、融資先との協議状況(見通しを含む) ・自己資金の場合は、資金の状況がわかる書類	—	
事業に必要な許認可を既に有している場合は、それを証する書類 (許可証の写し等)	—	
会社の概要が分かるパンフレット	—	
申請者が法人の場合は定款又は寄附行為及び登記事項証明書等(履歴事項全部証明書)	—	
申請者が個人の場合は住民票の写し	—	
前期の納税証明書 ^{*2}	—	
申請者が法人の場合は貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表(直前3年の各事業年度分)	—	
対象となる廃棄物の処理委託契約書 前年分	—	
産業廃棄物管理票(マニフェスト)の写し ^{*3} 前年分	—	

※1 次の基準で見積書を徴してください。これによりがたい場合はその理由書を添付してください。

- ・単価が「10万円未満」の物件・・・・・・・・・・見積書を1者以上から徴してください。
- ・単価が「10万円～100万円未満」の物件・・・・見積書を2者以上から徴してください。
- ・単価が「100万円以上」の物件・・・・・・・・・・見積書を3者以上から徴してください。

※2 申請者が法人の場合は当該法人の法人県民税及び法人事業税、申請者が個人の場合は個人事業税に係るもの。

※3 整備する機器で扱う予定の廃棄物が産業廃棄物の場合に提出してください。

なお、これら以外にも、審査に当たって必要と思われる書類等の提出を求める場合があります。

注意：一度提出された書類の返却はできません。

(2) 用紙について

提出書類の用紙は、A4縦位置、横書きを基本とします。ただし、決算報告書、パンフレット類等については、既存のもの(A4縦位置、横書きでなくても可)を活用しても構いません。

※ 交付申請書様式等は、インターネットでダウンロードが可能です。

検索サイトで「広島県のホームページ」を検索し、

広島県ホームページトップページ→

目的でさがす：補助金助成金→

くらし・環境：環境：廃棄物・リサイクル→

平成28年度広島県事業所内廃棄物排出抑制支援事業費補助金のご案内→

5 公募要領及び様式のダウンロード：

交付申請書（Wordファイル）、事業計画書（Excelファイル）
を開く。

（3）提出方法

持参又は郵送とします。

なお、郵送の場合は、書類を1つの封筒に入れ、表に「事業所内廃棄物排出抑制支援事業補助金交付申請書」と朱書きしてください。

（4）提出先及び問合せ先

広島県環境県民局 循環型社会課 循環システムグループ

〒730-8511 広島市中区基町 10-52

電話 082-513-2951（ダイヤルイン） F A X 082-227-4815

E-Mail kanjunksan@pref.hiroshima.lg.jp

5 事業計画書の審査

応募があった計画書に基づき、外部委員等で構成する審査会で審査します。審査会は、書類審査により実施します。

審査会の結果をもとに、補助金交付の決定又は不採択の結果を、応募者へ通知します。

6 公表

補助金の交付を決定した事業は、応募者名及び事業計画概要等を公表します。

7 補助金の支払

補助金の支払は、事業完了後に提出される実績報告を確認した上で行います。

8 補助事業者の義務

この補助金の交付決定を受けた事業者は、次の条件を守らなければなりません。

◎補助事業の内容を変更する場合には、知事の承認を受けること。

◎補助事業を中止し、又は廃止する場合には、知事の承認を受けること。

◎補助事業が予定の期間内に完了しない見込みになった場合、又は補助事業の遂行が困難となった場合においては、速やかに知事に報告してその指示を受けること。

◎補助事業が完了したときは、その日から起算して30日以内又は翌年度の4月10日のいずれか早い日までに事業実績を報告すること。

◎補助事業に係る経費について、その収支の事実を明確にした証拠書類を整理し、当該補助事業の完了の日から起算して5年を経過する日の属する県の会計年度末日まで保存すること。

◎補助事業により取得し、又は効用の増した機械等の財産については、補助事業終了後も善良な管理者の注意をもって管理し、補助金交付の目的にしたがって効果的運用を図ること。また、知事が別に定める期間以前に当該財産を処分する必要があるときは、事前に知事の承認を受け、また、財産処分によって得た収入の全部又は一部を県に納付させることがあること。

◎補助事業の実施で、銀行等から資金融資を受ける際などに、補助対象となる機器に担保権の設定はできないこと。

9 補助事業の状況報告

補助事業の完了した日の属する会計年度の終了後5年間、事業の実施状況を、毎年、指示する日までに県へ報告する必要があります。

10 違反に対する処分について

補助事業者は、補助金が貴重な財源である県民からの税金でまかなわれることに十分留意し、誠実に補助事業を行うことが義務付けられています。従って、補助事業等に関して補助金等の交付の決定の内容又はこれに附した条件その他法令等又はこれに基づく知事の処分に違反したときは、「広島県補助金等交付規則」に基づき、以下の処分が定められています。

(1) 交付決定の取り消し

補助金を他の用途への使用、交付決定の内容又は交付条件、その他法令に違反した場合は交付決定を取り消します。

(2) 補助金返還

交付決定の取り消しに伴い、補助金を返還しなければなりません。

(3) 加算金及び延滞金

補助金の返還を命じられた時は、補助金額に加えて、納付の日までの当該利息に相当する加算金を併せて納付しなければなりません。またこれを納期までに納付しなかったときは、別途延滞金を納付しなければなりません。

別 表

補助対象経費	補助率	限度額
事業所外に排出する廃棄物について、重量を10%以上削減又は再生利用のために容量を30%以上減少できる機器の購入、設置及び改造に要する経費 (消費税及び地方消費税相当額を除く。)	1 / 3 以内 ただし、次の産業廃棄物の排出抑制を目的とする機器整備については、1 / 2 以内 ・汚泥 ・廃プラスチック類 ・木くず ・ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず	上限 2,000 万円